

世田谷区学校徴収金集金業務委託 プロポーザル説明書

令和6年11月

世田谷区

1. 事業の概要

(1) 契約予定件名

世田谷区学校徴収金集金業務委託

(2) 目的

世田谷区では、区立小・中学校が児童・生徒の教育活動に必要な教材などにかかる経費等を保護者から徴収し、会計事務を行っているが、学校における働き方改革の一環として、教員の負担軽減の観点から業務の見直しを行っている。

現在は、口座振替により保護者から集金している学校が多いが、利用している金融機関や事務処理などは学校によって運用が異なっている。また、学校内での集計や転出入者対応などの事務作業や未納者対応が負担となっている。

このような課題解決に向け、学校徴収金集金サービスを導入するため、プロポーザル方式によりサービス提供事業者からの提案を募る。

(3) サービス概要

徴収方法

保護者からの教材費などの徴収は、口座振替を基本とするが、クレジットカードや電子マネー、QRコード等のキャッシュレス決済も可能とする。また、口座振替の場合は、複数の金融機関の利用ができるようにすること。また未納者への督促を行うこと。

精算方法

保護者からの徴収金のうち教材等の購入費は、学校を通さずに教材事業者等に支払い、精算を完了させることができる機能を備えること。また、部活動の部費など、学校で必要な費用については、学校が指定する銀行口座へ入金できる機能を備えること。

会計報告

保護者用のWEBサイト等により、徴収金の内訳等の確認ができるようにすること。また、ログイン用のアプリ(Android/Apple)を備えること。

管理用システム

学校職員用の管理用システム等により、学校職員が徴収状況や教材の種類、数量、金額等の確認ができる手段を備えること。

セキュリティの確保

サーバーの構成、アプリケーションの設定やネットワーク構成等、万全なセキュリティ対策を行うこと。

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と単年度ごとに随意契約を締結する。なお、本件は令和7年度に11校にて試行導入し、効果検証の上一定の効果が認められた場合に、令和8年度より全校での本格導入をするものである。効果検証において、一定の効果が認められなかった場合は契約をしない可能性があることに留意すること。なお、その場合は、区からの通知によるものとし、受託者の同意を要しないこととする。

(5) 予定数量

令和7年度	学校数 11 校、児童・生徒数 7,000 名、徴収3回
令和8年度	学校数 90 校、児童・生徒数 50,000 名、徴収3回
令和9年度	学校数 90 校、児童・生徒数 50,000 名、徴収3回

2. 提案限度価格

- (1) 令和7年度 5,950,000 円(税込み)
- (2) 令和8年度 42,500,000 円(税込み)
- (3) 令和9年度 42,500,000 円(税込み)

3. 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得していること。
- (8) 世田谷区学校徴収金集金業務委託審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- (9) 区の委託契約約款や、電算処理の業務委託契約の特記事項(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託の特記事項)に基づき契約できること。

4. 参加表明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限

令和6年11月26日(火)午後5時まで(必着)

提出方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名等を明記し、必要書類を「14. 担当部課」の窓口を持参もしくは(郵送(簡易書留に限り可とする。))で1部提出すること。

5. 質問について

期限

令和6年12月5日(木)午後5時まで(必着)

提出方法

別添様式3「質問書兼回答書」をもって、「14. 担当部課」あてに電子メールで行う。回答は、公平を期すため、質問内容を取りまとめたうえで、招請通知を送付した者すべてに電子メールで回答する。

6. 提案書の提出者を選定するための条件

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

7. 財務審査資料並びに提案書の提出期限、提出先及び方法

(1) 財務審査資料

期限

令和6年12月5日(木)午後5時まで(必着)

提出方法

次に掲げる資料を「14. 担当部課」の窓口を持参もしくは(郵送(簡易書留に限り可とする。))で1部提出すること。

ア) 企業概要

イ) 定款、寄付行為、規則その他

ウ) 参加表明日に属する事業年度の事業計画及び収支予算

エ) 登記事項証明書

オ) 参加表明日から過去3年間の都道府県民税証明書及び市区町村税証明書

(発行後3ヶ月以内のものに限る)

・納税証明書その1(都道府県民税)

・納税証明書その2(市区町村税)

カ) 参加表明日から直近の過去3事業年度分の事業報告書及び決算書(貸借対照表、損益計算書、監査報告書(監事、会計監査人等が署名した書類の写し)、事業活動収支計算書、資金収支計算書、財産目録等を含む。)

(2) 提案書

期限

令和6年12月13日(金)午後5時まで(必着)

提出方法

次に掲げる内容を備えた資料を「14. 担当部課」の窓口を持参もしくは(郵送(簡易書留に限り可とする。))により7部提出すること。

提案者名(法人名)等が特定または推測できるような記載を行わないこと。

(添付書類等で記述がある場合は、黒塗り等で消去すること。)

イ) 1(3)記載の内容を充足すること。

ウ) 1(5)に記載の予定数量による各年度の見積金額を明示すること。

エ) フラットファイル等は使用せず、二つ折り又は2箇所ホチキス止めで綴じること。

オ) 添付書類も含めて合計で30ページ以内とすること。

8. 事業者を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

(1) 学校徴収金業務における事業主旨や課題を踏まえた提案の概要・コンセプト等の的確性・優位性

(2) システム機能の優位性、工程の明確性・妥当性

(3) セキュリティ対策、システム運用など非機能要件の的確性・妥当性

(4) 問合せ対応体制の妥当性、具体的な支援内容の有効性

9. プレゼンテーション

提案書の内容説明及びシステム機能やユーザインターフェースなどシステムのデモンストラレーションを含めたプレゼンテーションを実施する。なお、提案書提出業者の数により、事前にプレゼンテーションを実施する業者を選定する場合がある

10. 審査

審査においては、上記 8 の評価基準に基づき提案書、プレゼンテーションを評価し、当該事業及びそれに付随する費用の見積書を含めて総合的に評価した結果、最も優れた業者に委託契約締結の優先交渉権を付与することとする。

ただし、財務審査の結果、本事業を受託するに足る経営基盤を備えていないと判断された場合は、優先交渉権を付与することはできない。

【世田谷区学校徴収金集金業務委託審査委員会委員】

学校教育部長 秋山 武徳

教育総合センター長 宇都宮 聡

学校教育部 学務課長 近藤 成治

世田谷区立明正小学校長 栗林 大輔

世田谷区立用賀中学校長 毛利 慎治

11. 決定通知

審査結果は、令和 6 年 12 月下旬頃、文書にて通知する。

12. プロポーザル実施日程

令和 6 年 11 月 12 日(火) 手続開始の公告、説明書の配付

11 月 26 日(火) 参加表明書受付締切

11 月 27 日(水) 参加資格確認及び招請通知発送

12 月 5 日(木) 質問受付締切(参加事業者からのみ受け付ける)
財務審査資料受付締切

12 月 10 日(火) 質問回答(予定)

12 月 13 日(金) 提案書受付締切(参加事業者からのみ受け付ける)

12 月 24 日(火) プレゼンテーション

12 月 25 日(水) 審査結果通知(予定)

令和 7 年 4 月 1 日(火) 契約締結

進捗状況等により変更する可能性がある。

13. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (5) 関連情報を入手するための紹介窓口
「14. 担当部課」に同じ
- (6) 費用負担
参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い
本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性の確保
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約
事業者選定後、世田谷区と優先交渉権を付与された事業者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。

14. 担当部課

世田谷区学校教育部学務課 長尾・山内

世田谷区世田谷4 - 21 - 27 世田谷区役所第2庁舎5階

電話: 03 - 5432 - 2686

E-mail: SEA02046@mb.city.setagaya.tokyo.jp

問い合わせは、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで